

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	●特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの ----- 難病患者で、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	学 齢 児 上
	●特殊マット	19,600円	知的障がいAの児・者。下肢又は体幹機能障がい1級以上の者及び児童は2級以上。児・者とも常時介護を要するもの ----- 難病患者で、寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	3 歳 以上
	●特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要するもの ----- 難病患者で、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	学 齢 児 上
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、入浴に介護を要するもの	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	3 歳 以上
	●体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、下着交換等に当たって介助を要するもの ----- 難病患者で、寝たきりの状態にあるもの	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	学 齢 児 上
	●移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの ----- 難病患者で、下肢又は体幹機能に障がいがあるもの	介護者が重度障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3 歳 以上
	訓練いす	33,100円	下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	3 歳 以上
	訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの ----- 難病患者で、下肢又は体幹機能に障がいがあるもの	腕、脚の訓練のできる器具を備えたもの。	8年	学 齢 児 上
自立生活支援用具	●入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障がいであって入浴に介助を必要とするもの ----- 難病患者で、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3 歳 以上
	●便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの ----- 難病患者で、常時介護を要するもの	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学 齢 児 上
	T字杖、棒状の杖	3,150円	平衡、下肢又は体幹機能障がい者(施設利用者も可)	障がい者が容易に利用できるもの。	3年	3 歳 以上
	●移動、移乗支援用具	60,000円	平衡又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ----- 難病患者で、下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3 歳 以上
	頭部保護帽	37,850円	平衡、下肢、体幹機能障がい、知的又は精神障がい(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。)(施設利用者も可)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	—
	特殊便器	151,200円	上肢障がい2級以上又は知的障がいA ----- 難病患者で、上肢機能に障がいのあるもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学 齢 児 上
	火災警報器	15,500円	身体障がい2級以上又は知的障がいA(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	—
	自動消火器	28,700円	身体障がい2級以上又は知的障がいA(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ----- 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	—

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	電磁調理器	41,000円	視覚障がい2級以上又は知的障がいA(視覚又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	学齢以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障がい2級以上(聴覚障がいのみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	—
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められるもの 難病患者で、呼吸器機能に障がいがあるもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	学齢以上
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められるもの 難病患者で、呼吸器機能に障がいがあるもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	3歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	18歳以上
	体温計(音声式)	9,000円	視覚障がい2級以上で、視覚障がいのあるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	学齢以上
	体重計	18,000円	視覚障がい2級以上で、視覚障がいのあるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	18歳以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	難病患者で、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	—
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	100,000円	視覚・上肢障がい2級以上	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器やアプリケーションソフト等	6年	学齢以上
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい者2級)があり、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	18歳以上
	点字器	10,710円	視覚障がい2級以上のもの	点字版	7年	学齢以上
	点字タイプライター	63,100円	視覚障がい2級以上で、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	学齢以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機85,000円 再生専用機35,000円	視覚障がい2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに再生できるもの。視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	学齢以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障がい2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	学齢以上
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障がいがあるが、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	学齢以上
	視覚障害者用時計	触読式10,300円 音声式13,300円	視覚障がい2級以上のもの。なお、音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	18歳以上
	聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいのあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年	学齢以上
	福祉電話(貸与)	83,300円	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上又は外出困難な身体障がい2級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの	障がい者が容易に使用できるもの。	—	18歳以上

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障がいであって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの。	6年	学齢児以上
	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由であって、コミュニケーション手段として必要が認められるもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	学齢児以上
	人工喉頭	電動式 72,200円 笛式 5,150円	喉頭摘出した音声機能障がい者（施設利用者も可）	喉頭摘出した音声機能障がい者が容易に使用し得るもので音源を口腔内に導き構音化するもの。	電動式 5年 笛式 4年	—
	点字図書	本代の実費相当分	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がいのもの（施設利用者も可）	点字により作成された図書	—	学齢児以上
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 月額 8,850円	直腸機能障がいのもの（施設利用者も可）	3か月単位で支給可能	—	3歳以上
		蓄尿袋 月額 11,630円	膀胱機能障がいのもの（施設利用者も可）	3か月単位で支給可能	—	
		紙オムツ 月額 12,000円	高度の排便又は排尿機能障がいのある全身性障がい等のもの（施設利用者も可）	3か月単位で支給可能	—	
	収尿器	8,920円	高度の排尿機能障がいのもの（施設利用者も可）	採尿器と蓄尿袋で構成され、逆流防止装置をつけ、尿を止めておくもの。	1年	

- 注 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 介護保険制度優先。「●」は介護保険対象種目。
- 4 D A I S Yとは「Digital Accessible Information SYstem」の略で、視覚障害者や印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格のことです。